

## 第1章 施設の設置に関する計画等

### 1. 計画概要

道央廃棄物処理組合（構成市町：千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町）が千歳市に新たに一般廃棄物焼却施設（ごみ処理施設）を設置する計画である。

### 2. 施設の設置者の氏名及び住所

氏名：道央廃棄物処理組合（管理者：山口幸太郎（千歳市長））

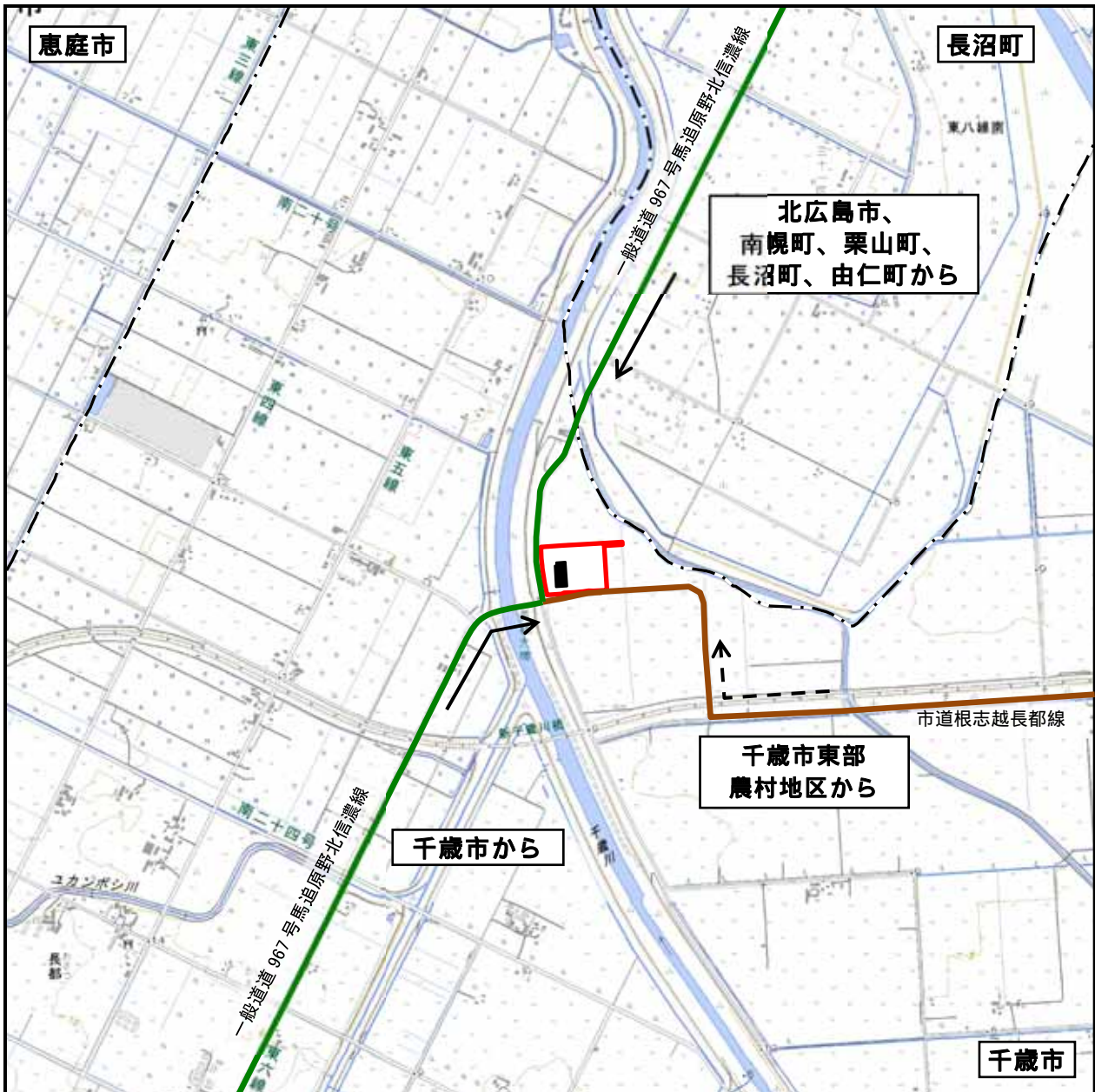
住所：北海道千歳市東雲町2丁目34番地の6

### 3. 施設の設置場所（図1-3-1 施設設置位置図を参照）

北海道千歳市根志越 2532 番地 11、2533 番地 1、2534 番地 1

### 4. 設置する施設の種類（図1-4-1 施設配置図を参照）

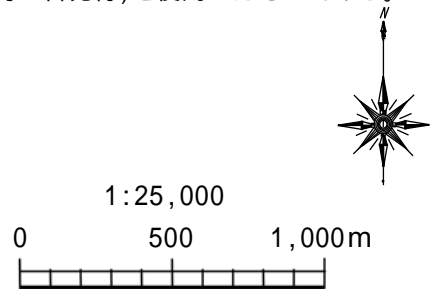
令第5条第1項：一般廃棄物焼却施設（ごみ処理施設）



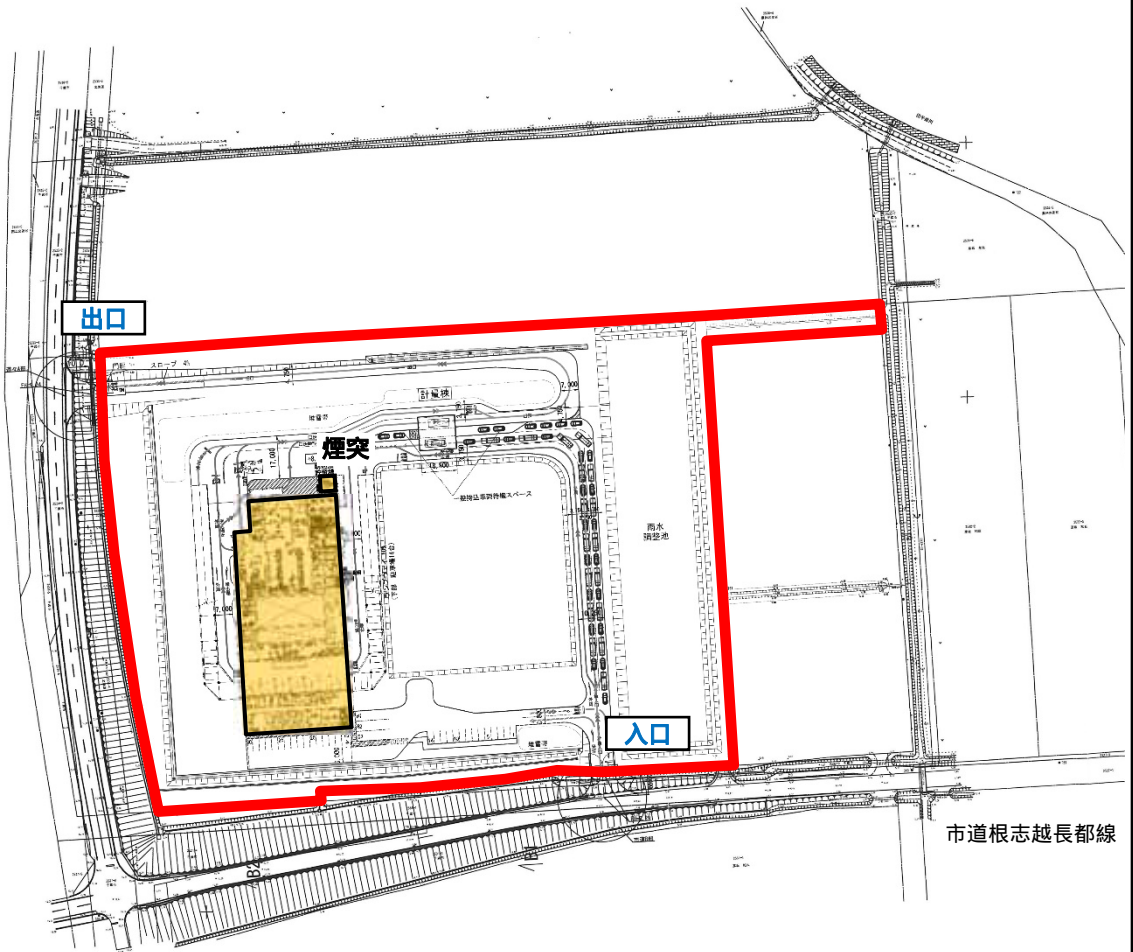
凡 例	
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	建設予定地
	施設（計画焼却施設）
- · - ·	市 町 村 界
<span style="color: green;">—</span>	搬入路 一般道道967号馬追原野北信濃線 市道根志越長都線
<span style="color: brown;">—</span>	

図 1-3-1 施設設置位置図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000（オンデマンド版）の地形図（令和2年10月5日発行）を使用したものである。



一般道道 967 号馬追原野北信濃線





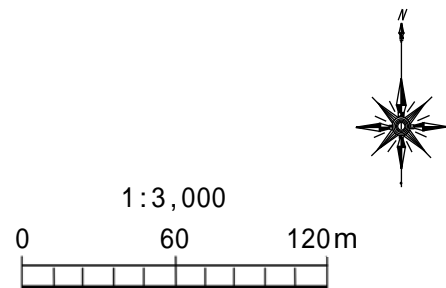
凡 例	
	建設予定地
	施設 (計画焼却施設)

図 1-4-1 施設配置図



## 5. 施設において処理する廃棄物の種類

施設において処理する廃棄物の種類及び処理量を、表 1-5-1 に示す。

なお、施設規模(処理量)は、千歳市については「千歳市一般廃棄物処理基本計画」(平成 28 年 3 月)、北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町については「ごみ処理広域化基本計画」(道央廃棄物処理組合,平成 28 年 3 月)において、計画目標年度である令和 12 年度の焼却対象ごみの処理量に基づいて算出している。

表 1-5-1 対象とする廃棄物の種類及び処理量

対象施設	廃棄物搬入対象自治体	廃棄物の種類	処理量 (令和 12 年度) 合計: 115.8 t/日
一般廃棄物 焼却施設	千歳市	・家庭系廃棄物の燃やせるごみ ・事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却対象ごみ ・破碎処理後の可燃残渣	78.1 t/日
	北広島市	・家庭系廃棄物・事業系一般廃棄物の普通ごみのうち焼却対象ごみ ・産業廃棄物の焼却対象ごみ ・資源化処理後の可燃残渣	27.9 t/日
	南幌町	・家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の可燃ごみ	1.6 t/日
	由仁町	・資源化処理後の可燃残渣	1.1 t/日
	長沼町	・破碎処理後の可燃残渣	2.6 t/日
	栗山町	・家庭系廃棄物・事業系一般廃棄物の生ごみ ・炭にできるごみ ・炭にできないごみのうち焼却対象ごみ	4.5 t/日

## 6. 施設の処理能力

施設の処理能力等は、表 1-6-1 に示すとおりである。

表 1-6-1 施設の処理能力等

対象施設	処理能力	炉型式
一般廃棄物焼却施設	158 t / 日 (24 時間) (79 t / 24h ・ 日 × 2 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー炉)

## 7. 施設の稼働計画

### (1) 施設の年間稼働日数

施設の年間稼働日数は、表 1-7-1 に示すとおりである。

表 1-7-1 施設の年間稼働日数及び停止日数

対象施設	年間稼働日数	稼働曜日	停止日数
一般廃棄物焼却施設	358 日	日曜日～土曜日 祝日	7 日

注) 停止日は全炉補修点検時である。

### (2) 施設の操業日の廃棄物搬入想定時間及び施設稼働時間

#### ア. 廃棄物搬入想定時間

施設の操業日の廃棄物搬入想定時間帯は、表 1-7-2 に示すとおりである。

表 1-7-2 廃棄物搬入想定時間

対象施設	搬入曜日	搬入想定時間
一般廃棄物焼却施設	月曜日～土曜日	8 時 30 分～16 時 30 分

#### イ. 施設稼働時間

焼却施設の稼働時間は、表 1-7-3 に示すとおりである。

表 1-7-3 施設稼働時間（焼却施設）

対象施設	稼働時間
一般廃棄物焼却施設	24 時間

## (3) 運搬車両の台数

施設への廃棄物運搬車両台数は、過年度の実績等から、表 1-7-4 に示すとおりである。

表 1-7-4 施設への廃棄物運搬車両台数

対象施設	廃棄物搬入 対象自治体	運搬車両台数(台/日)	
		片道	往復
一般廃棄物焼却施設	千歳市	155	310
	北広島市	68	136
	南幌町	4	8
	由仁町		
	長沼町		
	栗山町	13	26
	合計	240	480

注) 過年度の搬入実績等より設定している。

## (4) 廃棄物の搬入想定ルート

廃棄物の搬入想定ルートは、表 1-7-5 及び図 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-7-5 廃棄物の搬入想定ルート

廃棄物搬入 対象自治体	搬入想定ルート
千歳市	一般道道 967 号馬追原野北信濃線～市道根志越長都線
北広島市	
南幌町	
由仁町	
長沼町	
栗山町	

8. 関連設備及び公害防止対策等

(1) 関連設備

ア. 設備等

施設の設備等を表 1-8-1 に示す。

表 1-8-1 施設の設備等

対象施設	設備	
一般廃棄物 焼却施設	受入供給設備	ごみ計量機 2 台
		ごみクレーン 2 台(1 台予備)
		活性炭脱臭機 1 台
	燃 焼 設 備	焼却炉 2 炉 (全連続燃焼式ストーカ炉)
		炉駆動用油圧装置 1 台
		助燃バーナー 2 台
		再燃バーナー 4 台
	燃焼ガス冷却設備	減温塔 2 台
		水冷式蒸気復水器 1 台
		復水器ファン 5 台
		ボイラ 2 台
	排ガス処理設備	ろ過式集じん機 2 台
		薬剤供給ブロワ 3 台
		有害ガス除去設備 1 台
	余熱利用設備 (熱回収発電)	タービン発電機 1 台
		蒸気タービン 1 台
	通 風 設 備	煙突 2 本(高さ 40m)
		押込送風機 2 台
		二次送風機 2 台
	灰 出 設 備	誘引送風機 2 台
		灰クレーン 1 台
		混練機 2 台
		灰搬出装置 2 台
給 水 設 備	飛灰搬出装置 2 台	
	処理物搬送コンベヤ 1 台	
排 水 処 理 設 備	環境集じん機	
	機器冷却水冷却塔 1 台	
計 装 設 備	ばっ気ブロワ 2 台	
	排気ファン	
雑 設 備	計装用空気圧縮機 2 台	
	雑用空気圧縮機 3 台	

## (2) 公害防止対策

施設の設置にあたり、周辺地域の生活環境影響防止のために、表 1-8-2 に示す公害防止対策を講じる。

表 1-8-2 公害防止対策の内容

環境要素	項目	公害防止対策の内容	
大気質	排ガス	850 で 2 秒以上の焼却炉出口ガス滞留時間を確保し、ダイオキシン類の生成を抑制する。 ろ過式集じん器により、ばいじん、イオキシン類を捕集する。 ろ過式集じん器煙道に消石灰を吹き込み、排ガス中の塩化水素及び硫酸化物等を除去する。また、活性炭を吹き込むことにより、ダイオキシン類、水銀を除去する。	
	粉じん	粉じんが発生する箇所には、集じん装置や散水装置を設けるなど適切な防じん対策を講ずる。 焼却残さ、集じん灰搬出設備はできるだけ一室にまとめて設置し、搬出の際の粉じん対策を講ずる。	
騒音	騒音	騒音の少ない機種を選定する。 必要に応じて防音構造の室内に收容する。 主要機器及び装置は、屋内配置とする。 騒音の発生する機器には、防音対策に十分配慮する。 誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の騒音発生機械は、原則として専用の室に収納し、防音対策を講ずる。 遮音性能が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート造とする。 扉のうち、特に防音を要求されるものについてはエアタイト型とし、防音扉においては内部吸音材を充填とし、締付ハンドル等は遮音性能を十分発揮できるものを選定する。	
		振動	独立基礎、防振装置を設置する。 振動の発生する機器には、防振対策に十分配慮する。 誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の振動発生機器は、原則として専用の室に収納し、防振対策を講ずる。
		悪臭	プラットホーム、ごみピット室の屋根及び外壁は気密性を確保し、臭気が外部に漏れない構造・仕様とする。 臭気が発生する箇所には、負圧管理、密閉化など適切な臭気対策を講ずる。 扉のうち、特に防臭を要求されるものについては、エアタイト型とする。